

「がん対策の推進に関する意見交換会」 提言（ポイント）

Ⅱ がんの予防・早期発見

- 「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」に規定されているたばこ対策を適切に実施していくことが必要。
- がんの予防対策について大規模コホート研究など科学的根拠を得ることができる研究の体制整備をより一層推進すべき。また、その成果を踏まえた予防対策について国民へ普及啓発・周知すべき。
- 未受診者に重点を置いたより効率的ながん検診の推進を図るべき。
- 地域の特性に合わせたモデル的な取組を評価・普及すべき。
- 正確な受診率の把握が必要。それに基づく目標値の設定等の検討が重要。
- 科学的根拠に基づくがん検診の手法の評価を定期的に行う体制を維持していくべき。
- がん検診の精度管理・事業評価について十分検討すべき。
- がんの早期発見の手法の改良や開発に関する研究についてより一層の推進が重要。
- がん検診と基本健康診査について、平成20年度以降、受診者の利便性が損なわれないよう配慮すべき。
- 国民は生活習慣とがんとの関係についての知識習得とがん検診の受診に努めるべき。

Ⅲ がん医療

（1）放射線療法、化学療法の推進及び医療従事者の育成

- 欧米より明らかに優れている技術（手術及び内視鏡手術など）についてその水準を維持すべき。また、外科医は手術に専念すべき。
- 手術、放射線療法、化学療法の各々を専門的に行う医師が協力し治療に当たる体制の構築が必要。これらを専門的に行う医師が意欲を持って専門性を発揮できる環境の整備（大学への教育組織（講座）の設置、大学における専門的ながん診療を行う医師等の養成など）に努めるべき。
- 化学療法についてその限界を含めた理解の促進が必要。
- 学会等の協力によるがんの専門医の育成が必要。また、がんに関する主な治療法の知識を持った医師の養成が必要。
- 医師のコミュニケーション技術の向上と告知を受けた患者等をサポートするための体制整備に向けた研究が必要。

- 医療従事者と患者やその家族は相互の信頼関係の構築に努めるべき。
- 専門的ながん診療を行う医療従事者が協力して診療に当たる体制の整備（放射線療法の高高度化等に対応するための人材の確保など）が必要。

(2) 診療ガイドラインの作成

- 国は診療ガイドラインの作成に対する支援を継続すべき。学会は、患者団体等との協力により、患者や家族の診療ガイドラインに対する理解の支援に努めていくべき。
- 全国の拠点病院が連携による治療に関する情報の共有とそれらの公開が必要。

(3) 緩和ケア

- 緩和ケアは、様々な場面において切れ目なく実施されるべき。
- 緩和ケア外来を拠点病院等に設置していくべき。
- がん診療に携わる医師の緩和ケア研修への参加を促すための取組を推進していくべき。
- 緩和ケア医、精神腫瘍医、緩和ケアチームに対する教育や研修が必要。
- 全人的な緩和ケアを患者の療養場所を問わず提供できる体制の整備が必要。
- 拠点病院における緩和ケアの実施状況を評価するシステムの整備が必要。

(4) 在宅医療

- 病院の医療従事者が、在宅医療を踏まえた療養支援を適切に行っていくために必要な体制を整備していくことが必要。
- 各地域における在宅医療の実施体制の計画的な整備が必要。
- 国立がんセンター等は、今後の我が国が目指す在宅医療の提供体制のあり方についてモデルの提示に努めていくべき。
- 外来化学療法を提供していくための体制を検討していくべき。
- 在宅医療において看護師の専門性が十分に発揮できるような体制の整備が必要。
- 在宅における緩和ケアの関係者への専門研修を実施すべき。
- 在宅医療に必要な医薬品や医療機器の供給体制のより一層の整備、確保が必要。
- 在宅緩和ケアを行っている医師は、最新のがん医療全般の知識を習得していくべき。

(5) その他

- がん患者に対するリハビリテーションの積極的な実施が重要。

- 小児がん対策をより一層推進すべき。

IV 医療機関の整備

- 医療機能の分化・連携の推進が必要。
- がん診療を行う医療機関の連携体制の構築と切れ目のない医療の提供を実現すべき。医療機関に係る情報の提供によりがん患者の不安や悩みを解消していくべき。
- 拠点病院の更なる機能強化に向けた検討と活動状況を踏まえた指導の実施が必要。
- がん対策情報センターの機能を更に充実させるべき。
- 拠点病院を中心とした地域ごとの連携強化と県を超えた医療機関の連携が必要。また、バーチャルスライドによる遠隔病理診断支援等による医療機関の連携を推進すべき。
- 医師はがん診療が必要である患者に対して日頃から注意を払うことが望ましい。

V がん医療に関する相談支援等及び情報提供

(1) 相談支援等

- 心の悩みや体験等を語り合う場を自主的に提供している活動を促進するための方策を検討すべき。
- がん患者等はがん治療には限界があることについての理解が必要。がん患者等が治療及びその結果に対する責任を共有できるための体制整備や支援が必要。
- がん患者及び患者団体等はがん医療を変えよとの責任や自覚を持って活動していくべき。各患者団体は良い医療体制の実現するため連携して行動することが必要。
- がん患者及びその家族に対する心のケア（精神的支援）が行われる診療体制・相談支援体制の構築が必要。
- がん対策情報センターは引き続き相談支援を行う者を育成していくべき。相談支援を行う者の適正な配置、他の医療機関においても相談を受けられる体制の整備が必要。

(2) 情報提供

- 国民が、がん年齢に達する前の早い段階からがんに関する知識が得られるようにすべき。
- 「がん情報サービス」の内容の充実と相談支援センターにおける相談等の着実な実施が必要。がんに関する情報を掲載した冊子等の作成とがん診療を行っている医療機関に備え置くことを検討すべき。
- 医療機能情報の提供制度により医療機能情報をわかりやすく提供していくべき。

- がん対策情報センターから一元的にがん医療機関に関する情報を提供していくことが望ましい。
- 「いわゆる健康食品」について幅広く情報提供していくべき。抗がん剤に関する安全性情報の提供等を行っていくべき。
- がん対策情報センターによる情報収集が円滑に実施できる体制整備の推進が必要。
- がんに関する情報提供の在り方を工夫すべき。

VI がん登録

- 国民に対しがん登録の意義と内容について周知すべき。
- がん登録の実施体制の標準化の検討を進めていくべき。
- 民間の医療機関が予後調査に当たって住民基本台帳等の閲覧を行いやすくするための方策を検討していくべき。
- 平成18年度から新たにごがん登録を実施している拠点病院があることを踏まえ、拠点病院間の連携を強化すべき。また、個人情報の保護に万全を期することが重要。
- 個人情報の保護に関する取組をより一層推進すべき。また、その取組を国民に周知することが重要。
- 拠点病院以外のごがん治療を行う医療機関でもがん登録を実施していくことが重要。
- がん登録の実施担当者の育成・確保が必要。
- 地域がん登録の実施手法について更に検討していくべき。

VII がん研究

- 人材の育成を含めた治験及び臨床研究の基盤整備・強化が必要。
- 治験及び臨床研究についての情報の提供や公開を積極的に行うべき。
- 国民におけるがんに関する治験及び臨床研究の意義の理解とこれらへの積極的な参加が必要。同時にGCP省令の周知徹底が必要。
- がんに関する研究（臨床的に重要性の高い研究など）の実施が必要。
- 研究成果を国民にわかりやすく周知すべき。がん患者の協力等を得て比較対照研究が実施されるようにすべき。
- がん研究に関する透明性の確保と効率的な研究の実施体制の構築が重要。